



2022年5月17日

各 位

会 社 名 Zホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者)
川 邊 健 太 郎
(コード: 4689 東証プライム)
問い合わせ先 専務執行役員 GCFO (最高財務責任者)
坂 上 亮 介
(電話: 03-6779-4900)

取締役に対するストック・オプション(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。)に対するインセンティブプランとして、ストック・オプションとしての新株予約権プラン(以下「本制度」という。)に関する報酬等の額及び内容決定に関する議案を、2022年6月17日開催予定の当社第27回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本株主総会において本制度の導入を株主の皆様にご承認いただくことを条件に、当社の執行役員及び従業員ならびに当社が定める主要子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しても、当社の業務執行取締役と同様に、ストック・オプションとして、下記2.(1)から(8)と同内容(ただし(2)を除く。)の新株予約権を、当社の取締役会が定める個数において割り当てることを検討しています。

記

1. 議案提案の理由

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2015年6月18日開催の第20回定時株主総会において、年額10億円以内(うち社外取締役の報酬額は年額2億円以内。)とご承認いただき今日に至っておりますが、従来の業務執行取締役の報酬等の額とは別枠として、業務執行取締役に対し、ストック・オプションとしての報酬等の額を年額24億円以内として、新株予約権を割り当てることとしたいと存じます。本制度の導入は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としています。

なお、本議案をご承認いただくことを条件として、2023年3月期をもって、現行の譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠を廃止し、2023年4月1日に開始する事業年度(2024年3月期)以降は、業務執行取締役に対して新規での譲渡制限付株式の割当ては行わないことといたします。

当社は、報酬決定プロセスにおける独立性・透明性・客観性を担保するため、常勤監査等委員である独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役4名を含む6名の取締役で構成される指名報酬委員会を任意に設置しており、本制度の導入については、指名報酬委員会の審議を経ております。

2. 業務執行取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、新株予約権1個当たり100株とします。なお、本議案の決議の日(以下「決議日」

という。)の後、当社が当社普通株式につき、株式分割もしくは株式併合または当社普通株式の株式無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割等の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができます。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更(株式分割等を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。)を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができます。

(2) 新株予約権の総数

業務執行取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 13 万個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とします。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができます。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して二項モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として、当社取締役会で定める額とします。なお、割当てを受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ取引日の終値。)のいずれか高い金額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割等を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)または他の種類株式の普通株主への無償割当てもしくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、その条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後3年を経過した日から10年以内の範囲で、当社取締役会にて定めるものとします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。

(7) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④、⑤または⑥の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合。）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④ 当社が完全子会社となる株式交付計画承認の議案

⑤ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑥ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

上記のほか、以下（8）の定めにより新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員または使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任など当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

以 上